

1. 教育職員免許状

(1) 教育職員免許状とは

教育職員免許法により、学校教育法における教員（大学・高専を除く）は、教育職員免許状を取得した者でなくてはならないと定められている。したがって、教職に就こうとする者はこの免許状を取得しなければならない。

① 種類

教育職員免許状は、普通免許状と臨時免許状とに大別される。教諭には普通免許状が、助教諭には臨時免許状が必要であり、本学で取得できる免許状は普通免許状である。普通免許状は、基礎資格と取得すべき単位数により、専修（大学院で取得）と1種（学部で取得）とに分かれている。

② 効力

普通免許状は、1つの都道府県（教育委員会）から授与されるが、すべての都道府県において有効である。国公私立学校の別はない。有効期間は、以下の失格条項に該当しない限り終身有効である。

③ 失格条項

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む）。但し、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁固以上の刑に処せられた者
- 五 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 六 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は、これに加入した者

④ 授与権者

文部科学大臣の監督のもとに、免許状授与の権限を国から委任された機関で、都道府県教育委員会がそれに当たる。

⑤ 教員養成課程の認定

本学では、免許状授与のための課程として「正規の課程」と「科目等履修生（課程履修コース）」による課程とが文部科学大臣から認定を受けている。

(2) 取得できる免許状の種類・教科

教育職員免許法に定められている「教職」並びに「教科」に必要な科目的単位を修得し、かつ学士の学位を取得したものは、本人の申請に基づいて、中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状が与えられる。

また、すでに中学校・高等学校の1種免許状を取得し、大学院博士前期課程（修士課程）において修士の学位を取得した者は、本人の申請に基づいて、中学校専修及び高等学校専修免許状が与えられる。

各学科・専攻で取得できる免許状の種類・教科は下表のとおりである。

なお、自学科で定められた教科以外の免許状は、自学科で取得できる教科と併せて履修する場合のみ取得できる。自学科で定められていない教科のみの免許状の取得は認められない。

① 学部

学部	学科	免許状の種類・教科	
		中学校教諭1種	高等学校教諭1種
神	神	宗教	宗教
文	哲	社会	地理歴史 公民
	教育	社会	地理歴史 公民
	心理	社会	公民
	史	社会	地理歴史 公民
	国文	国語	国語
	英文	英語	英語
	ドイツ文	ドイツ語	ドイツ語
	フランス文	フランス語	フランス語
	新聞	社会	地理歴史 公民
	社会	社会	地理歴史 公民
総合人間科学	社会福祉	社会	地理歴史 公民 福祉
	教育	社会	地理歴史 公民
	心理	社会	公民
	社会	社会	公民
法	社会福祉	社会	公民 福祉
	法律	社会	公民
	国際関係法	社会	公民
	地球環境法	社会	公民

学部	学科	免許状の種類・教科	
		中学校教諭1種	高等学校教諭1種
経済	経済	社会	地理歴史 公民 商業
	経営	社会	地理歴史 公民 商業
外国語	英語	英語	英語
	ドイツ語	ドイツ語	ドイツ語
	フランス語	フランス語	フランス語
	イスパニア語	—	イスパニア語
	ロシア語	—	ロシア語
	ポルトガル語	—	ポルトガル語
比較文化(注2)	比較文化	社会 英語	地理歴史 公民 英語
国際教養	国際教養	社会 英語	地理歴史 公民 英語
理工	機械工	数学	数学 工業 情報(注1)
	電気・電子工	数学	数学 工業 情報(注1)
	数	数学	数学 情報(注1)
	物理	数学 理科	数学 理科
	化	理科	理科
	物質生命理工	理科	理科
	機能創造理工	数学 理科	数学 理科 工業
	情報理工	数学	数学 情報

注1. 機械工学科、電気・電子工学科、数学科の「情報」は03年次生から適用される。但し、02年次生以前で「情報」の取得を希望する者は、学事センター課程窓口で履修指導を受けること。

注2. 比較文化学部日本語・日本文化学科は課程認定がないため、免許状の取得はできない。

② 大学院

研究科	専攻	免許状の種類・教科	
		中学校教諭専修	高等学校教諭専修
神学	神学	宗教	宗教
哲学	哲学	社会	公民
文学	教育学	社会	地理歴史 公民
	心理学	—	公民
	史学	社会	地理歴史
	国文学	国語	国語
	英米文学	英語	英語
	ドイツ文学	ドイツ語	ドイツ語
	フランス文学	フランス語	フランス語
	新聞学	社会	公民
総合人間科学	社会学	社会	公民
	教育学	社会	地理歴史 公民
	心理学	—	公民
	社会学	社会	公民
法学	法律学	社会	公民
経済学	経済学	社会	地理歴史（注2） 公民 商業
	経営学	社会	公民 商業

研究科	専攻	免許状の種類・教科	
		中学校教諭専修	高等学校教諭専修
外国語学	英語	英語	英語
	ドイツ語	ドイツ語	ドイツ語
	フランス語	フランス語	フランス語
	イスパニア語	イスパニア語	イスパニア語
	ロシア語	ロシア語	ロシア語
	ポルトガル語	ポルトガル語	ポルトガル語
	国際関係論	社会	公民
	比較文化	社会	地理歴史 公民
理工学	グローバル・スタディーズ（注3）	国際関係論	社会
	機械工学	—	工業
	電気・電子工学	数学	数学 工業
	応用化学	理科	理科
	化学	理科	理科
	数学	数学	数学
	物理学	理科	理科
	生物科学	理科	理科
	理工学	数学 理科	数学 理科 工業 情報

注1. 基礎資格を有する1教科のみ専修免許を取得できる。

注2. 経済学研究科経済学専攻「地理歴史」は06年次生まで適用される（07年次生以降は不可）。

注3. グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻、グローバル社会専攻は課程認定がないため、免許状の取得はできない。

（3）教育職員免許状取得の所要資格

教育職員免許状を取得するための所要資格は下表のとおりである。単位修得に関する詳細は、10. 教職課程の単位修得、11. 開講科目一覧を参照すること。介護等体験については3. 介護等体験 p.7を参照すること。

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数							介護等体験	
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	その他の必修科目					
					日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作		
中学校教諭1種	学士の学位を有すること	31 (33) 注	20	8	2	2	2	2	必修	
		25	20	14	2	2	2	2		

注：「数学」の03年次生以降、「社会」の05年次生以降、「英語」の06年次生以降、「理科」の08年次生以降は教科教育法が8単位必修（具体的な科目の履修方法はp.24参照）となり、「教職に関する科目」は33単位必要。

2. 教職課程履修

(1) 教職課程新規履修者ガイダンス

教職課程を履修し教員免許状の取得を希望する者は、次のいずれかのガイダンスに出席すること。

日時・場所：2年次以上新規履修者対象	2008年3月31日（火）16:00～17:00	3-521
1年次新規履修者対象	2008年9月19日（金）16:00～17:00	3-521
*上記ガイダンスは同内容		

(2) 教職課程履修申込・履修費納入

教職課程の授業科目を履修するためには、教職課程履修申込が必要である。

申込日程：2008年4月14日（月）～18日（金）（2年次生以上新規履修者対象）
9月22日（月）～26日（金）

履修費：一律15,000円

*教職課程履修費は一度納入すれば、本学での学籍が継続している限り有効である。

*いったん納入した教職課程履修費は、返還しない。

申込・納入方法：前述の教職課程新規履修者ガイダンスで配布される申込書に必要事項を記入のうえ、教職課程履修費の証紙（学事センター証紙販売機にて購入）を貼付して学事センター課程窓口に提出する。

(3) 教職課程科目の履修

1) 教職課程を履修するには

教職課程を履修するには、教職課程履修申込手続きおよび教職課程履修費の納入を行うとともに、他の科目と同様に履修登録期間に履修登録をしなければならない。

2) 教職課程に関わる履修登録上の注意

- ①授業科目区分（全学共通科目・学科科目）に注意すること。例えば学科科目で登録すべき科目を全学共通科目として履修登録すると、教職課程に必要な単位として認められない。
- ②教職課程に関わる科目的単位数は、卒業要件に関わらず年間最高履修限度の単位に算入される。
- ③本手引き記載の履修年次に従って履修すること。
- ④介護等体験の履修登録は不要。介護等体験の手続は3. 介護等体験 p.9を参照すること。

3) その他の注意

- ①教職課程に関わる科目が卒業単位に算入されるか否かは各学科の卒業要件による。なお、教育実習はいずれの学科も卒業単位に算入されない。介護等体験は単位修得とはならない。
- ②複数の教科を取得する場合、「教職に関する科目」、「その他の必修科目」の修得単位は、それぞれの教科の単位として算入することができる。但し、「教科教育法」は、教科ごとに修得する必要がある。

(4) 1年次から教職課程の履修を開始する学生へ

教職課程を履修し教員免許状の取得を希望する1年生は、次の説明会に出席すること。

日時・場所：2008年4月7日（月）15:30～16:00 3-521

免許状取得のための要件は「教育職員免許状取得の所要資格」 p.5のとおりであるが、近年、修得しなければならない単位数が増加している。また、留学する場合は短期間に必要な科目を履修しなければならない。さらに、教育実習参加資格、免許取得要件を満たすためには、1年次から計画的に履修することが望まれる。そこで、「教職に関する科目」あるいは「その他の必修科目」で1年次で履修できる科目はなるべく1年次のうちに履修しておくこと。

- 例) 教育原理I・II、教職概論、教育心理学、学校カウンセリングI・II、教科教育法（一部の教科を除く）、憲法、「教科に関する科目」のうち全学共通科目および学科科目の1年次配当科目
なお、教職課程履修申込を行う前に修得した単位は、教員免許取得に必要な単位として認められる。

(5) 留学（交換留学・一般留学）する学生へ

教員免許状の取得は、卒業に必要な単位を修得する以外に、「教職に関する科目」の履修、介護等体験、教育実習などが必要となる。留学することによって、これらの手続および実施についてあらかじめ周到な計画を立てておく必要がある。さらに留学中に修得した単位は、本学の卒業単位として換算・認定されても教職課程に必要な単位としては認めていない。そのため、留学して4年間で卒業する場合は、かなりの覚悟と努力が必要となる。留学する場合の注意点を列挙するので、

熟読の上、各自で履修計画を立てること。不明な点は学事センター課程窓口で確認すること。

①代理人による手続

次の手続は代理人でも可能なので、本人が手続できない場合は代理人に委任状を預けて手続を行うこと。

手続	時期
介護等体験申込	12月上旬
教育実習費等納入	4月上旬

②介護等体験の実施

介護等体験は6月から3月の期間に実施されるので、その間に留学期間を含む場合は、次の年度に実施することになる。3年次秋学期から4年次春学期にかけて留学する場合、第1回介護等体験事前指導（6月15日）までに帰国していることを条件にその年度の実施が可能となる。

③教育実習参加資格

3年次秋学期から留学する学生で4年次に教育実習を実施する場合は、教育実習参加資格を3年次春学期までに満たしておくこと。

④教育実習Ⅰ（教育実習事前事後指導）

教育実習実施年度に教育実習Ⅰ（教育実習事前指導）を受講することができない場合は、教育実習実施の前年度（3年次）に受講しておくこと。

⑤教育実習Ⅱ・Ⅲ

教育実習受入の依頼をする際、実施時期が帰国後になるように相談すること。あるいは帰国後に実施できる実習校を探すこと。もし帰国後に実施できる実習校が見つからない場合は、教育実習の実施を次の年度以降に行うことになる。

（6）休学する学生へ

休学すると、介護等体験、教育実習などの手続、実施を標準的な時期に行うことができない場合があるので、あらかじめ学事センター課程窓口で履修指導を受けること。

（7）編入学生および本学入学前に他大学（短期大学を含む）に在籍していた学生へ

教員免許状取得に必要な単位を、他大学において修得した学生は、その大学にて「単位修得証明書」の交付を受け、学事センター課程窓口に提出し、履修指導を受けること。

（8）比較文化学部、国際教養学部の学生へ

2007年度から比較文化学部ならびに国際教養学部に所属する学部生が履修する「科目コード620000番台」の教職課程科目に限り、履修単位数にかかわらず単位あたりで算定する授業料の枠組みから除外し、授業料の請求は行わない。また、2007年度以降に履修するこれらの科目は、卒業に必要な単位に算入することはできない。この措置は、当該学部生が教職免許状を取得申請するか否かにかかわらず、履修登録の時点で適用する。比較文化学部生ですでに2005年度以前に修得済みの当該科目（科目コード620000番台）については、各自に適用される履修要件に基づき卒業単位に算入することができる。

（9）秋学期入学の学生へ

①教職課程の行事

教職課程は4月から3月の年度に基づいて組まれているので、秋学期に入学した学生は、行事への参加、介護等体験、教育実習の参加時期について注意すること。

行 事	実 施 時 期
教職課程新規履修者ガイダンス	1年次春学期（3月下旬）または2年次秋学期（9月下旬）
教育実習準備ガイダンス	3年次春学期から4年次秋学期に実施する場合は2年次の秋学期（1月上旬） 4年次春学期に実施する場合は3年次の秋学期（1月上旬）
介護等体験ガイダンス	3年次秋学期（12月中旬）
介護等体験	3年次春学期から4年次秋学期
教育実習	3年次春学期から4年次秋学期または4年次春学期

②教育実習参加資格

教育実習に参加する前の学期までに教育実習参加資格を満たしておくこと。

③教員免許状

教員免許状の申請は、3月に卒業する場合は4年次春学期（7月上旬）の教員免許状一括申請ガイダンスに出席し申し込むことができる。9月に卒業する場合は、卒業後に各自で都道府県教育委員会に個人申請する。

（10）自学科で取得できる教科以外の教科を取得する場合

自学科で取得できる教科は「課程認定を受けている免許状の種類・教科（学部）」p.4に掲載したとおりであるが、自学科で取得できる教科以外の教科を取得する場合は、まず自学科で取得できる教科を1教科以上取得する必要がある。

「教科に関する科目」は、英文学科、英語学科、比較文化学科、国際教養学科以外の学生が英語を取得する場合は他教科として「英語」を取得するために履修できる科目（中学・高校共通）p.132にしたがって履修すること。英語以外の教科は、いずれかの学科・教科で定める科目にしたがって履修すること。同じ教科でも複数の学科にまたがって履修することはできない。

（11）介護等体験・教育実習に参加する学生へ

1) 個人情報の取り扱いについて

介護等体験、教育実習では、体験・実習先の生徒や施設利用者の氏名など個人に関する情報を見聞きすることがありますが、これらの情報を決して外部に漏らすことがないよう十分注意してください。特に教育実習において、生徒の氏名、写真、成績などの取り扱いに関して自分で判断せず、必ず指導教員の指示に従ってください。

2) セクシュアル・ハラスメントについて

体験・実習先で発生したセクシュアル・ハラスメントが報告されています。未然に防ぐためにも介護等体験・教育実習の前に、セクシュアル・ハラスメントの内容、防止方法、被害に遭った場合の対応等について本学ホームページ（<http://www.sophia.ac.jp/J/sh.nsf/Content/top>）等で確認しておいてください。

（12）卒業までに免許状取得要件を満たせなかつた場合

卒業後、本学の科目等履修生（大学院に在籍していても可）として、あるいは他大学の通信教育等で不足する単位を修得すれば免許状を取得することができる。

（13）学事センター課程担当からのお知らせ

教職課程に関するお知らせは、すべて課程掲示板（2号館1階学事センター前廊下）で行う。掲示を見なかつたために生じた不利益は学生本人の責任となる。また、大学公式ホームページの課程情報（<http://www.sophia.ac.jp/J/student.nsf/Content/katei>）でもお知らせすることがある。

（14）介護等体験事前指導・ガイダンスの「欠席」について

介護等体験事前指導、各種ガイダンスは、皆さんが教員免許状を取得するために義務付けており、事務手続き、教育実習、介護体験実習を順調に実施出来るように説明し指導をしている。また、予め開催日程を教職課程の手引き、課程掲示板、大学ホームページでお知らせしているので、アルバイト、サークル活動、その他の都合等においても、日程を調整して必ず出席すること。止むを得ない事情で欠席せざるを得ない場合は、事前に「欠席届」を提出すること。また、当日欠席してしまった場合は、「欠席届」をすみやかに提出し、指導を受けること。期限を過ぎての手続きや申請が認められない場合がある。

3. 介護等体験

(1) 介護等体験とは

「介護等体験に関する特例法」(1998年4月施行)により、小学校・中学校教諭免許状を取得するために7日間の介護等体験を行うことが義務づけられた。

1) 対象者

中学校教諭免許状取得を希望する者。

2) 対象年次

原則として3年次に行う。ただし履修計画等により、3年次に行うのが困難な場合は4年次において実施してもよい。いずれの場合においても、申込後の辞退・変更は一切認めないため、確実に体験ができる年次で行うこと。

3) 体験日数・体験先

東京都立盲・ろう・養護学校	2日間
社会福祉施設	5日間
	計7日間

4) 体験期間

6月～3月の間で受入先学校・施設等の指定する日

(2) 2008年度介護等体験実施者の手続（申込は既に終了している）

1) 介護等体験事前指導

介護等体験を行う年度に、必要な指導を行うので必ず出席すること。

日時・場所：第1回事前指導：2008年6月16日（月）18:45～20:15 3-521（予定）
第2回事前指導：2008年6月23日（月）18:45～20:15 3-521（予定）
対象：2008年度介護等体験実施者（2007年度に申込を行った者）
内容：第1回事前指導：介護等体験および社会福祉全般に関する講義
第2回事前指導：介護等体験および社会福祉全般に関する講義
介護等体験先に係る詳細（体験期間、体験先等）の連絡。

2) 介護等体験の実施

各自が、指定された日程に、東京都立盲・ろう・養護学校（2日間）と社会福祉施設（5日間）にて介護等体験を行う。事前指導で受けた注意事項等を守り、体験を行うこと。

なお、体験に関する準備（当日の持ち物、体験先の場所、体験内容等）について、第2回事前指導の際に学事センターから配布する資料で事前によく確認しておくこと。

3) 介護等体験証明書

介護等体験先の東京都立盲・ろう・養護学校および社会福祉施設において記載事項の内容、押印を確認の上、「介護等体験証明書」を発行してもらう。但し、体験先の機関が直接大学に郵送する場合は、学事センター課程窓口にて返却する。この証明書は教育職員免許状申請時（通常4年次）に必要となるので、各自で大切に保管しておくこと。

なお、本証明書は、再発行できないため、紛失した場合は再度体験を行わなければならない場合がある。

4) 介護等体験日誌について

社会福祉施設5日間の介護等体験期間中は、事前指導で使用するテキストの介護等体験日誌のページを記録・日誌として使用し、社会福祉施設での体験終了後、2週間以内（体験先の都合により遅れる場合はなるべく早く）に学事センター課程窓口に提出すること。

介護等体験日誌は学科から返却する。

5) 健康診断

介護等体験を行うにあたり、大半の体験先施設から健康診断証明書の提出を求められる。体験開始前に健康診断証明書を提出する必要があるため、保健センターが4月に実施する定期健康診断を必ず受診すること。また、体験先施設によつては、細菌検査結果の提出を求める場合がある。

6) 介護等体験期間中の授業の欠席について

介護等体験期間中の授業に欠席する場合は、各自で願い書を作成し（p.135参照）、事前に担当教員に提出すること。

7) 介護等体験の取消・日程変更

原則として、介護等体験申込後の辞退・変更は認めない。

なお、自己都合（アルバイト、サークル活動、短期留学等）により、辞退した場合は、次年度の申込はできない。

①やむを得ない事情により辞退する場合は、直ちに学事センター課程窓口に申し出ること。

②体験直前や体験期間中の辞退は一切認めないが、病気等によるやむを得ない場合に限り、直ちに体験先と学事センター課程担当に連絡をとり、事情を伝えて指示に従うこと。

*上記等の理由により、介護等体験を申込後に辞退した場合、体験費等の返還は行わない。

（3）2009年度介護等体験実施予定者の手続

1) 介護等体験ガイダンス

介護等体験に係る手続等についての説明を行う。実施希望者は、必ず出席すること。

日時・場所：2009年1月13日（火）18：45～19：45 3-521

対象：2009年度介護等体験実施希望者

内容：介護等体験の全般についての説明、体験に係る事務手続等について

配付物：2009年度介護等体験申込書 他

2) 次年度介護等体験申込・体験費納入

介護等体験の申込は、体験の前年度に行う。2009年度体験希望者は、必ず申込を行うこと。

手続期間：2009年1月14日（水）～16日（金）

時間：9：30～11：30, 12：30～17：00

場所：学事センター課程担当窓口

手続方法：「介護等体験ガイダンス」（上記1）参照）で配付する「2009年度介護等体験申込書」の必要箇所をすべて記入（鉛筆不可）のうえ、学事センター課程窓口に提出する。

【注意事項】

介護等体験受入の調整は、各都道府県ごとに福祉施設については社会福祉協議会、東京都立盲・ろう・養護学校については教育委員会が行う。介護等体験先は体験先の施設・学校の好意により受け入れていただいているものであり、日程については、体験先で十分調整したうえで決定している。

体験先期間決定後の、介護等体験の取消・日程の変更は認められないので、介護等体験を申し込む時点での日程等についてあらゆるケースを想定し、申し込むこと。実施年度秋学期からの留学（長期休暇中の短期語学留学等を含む）や休学予定の者の申込は受け付けない。

なお、自己都合（アルバイト、サークル活動、短期留学等）により、辞退した場合は、次年度以降の申込はできない。

4. 教育実習

(1) 教育実習とは

教育実習とは、教育職員免許状取得に必要な要件であり、それまでに学んだ知識をもとに、一定期間大学を離れ、学校教育の現場で、教員としての知識・技能を現場の校長および指導教員のもとで修得することを目指している。

1) 教育実習参加資格

①教育実習前年度に教育実習参加の申込手続をしていること。

②教育実習前年度までに（標準的には3年次終了までに）下表の単位を修得していること。

参加資格の判定は実習実施年3月下旬開催の教職課程委員会にて行われ、有資格者を発表し、欠格者には個別に連絡する。

	科 目 名	教育実習参加のための条件
教職に関する科目（注1）	教育心理学	3年次終了までに修得
	教育原理Ⅰ 教育原理Ⅱ	どちらか1科目を3年次終了までに修得
	教育課程の研究 教育課程論 特別活動論 学校カウンセリングⅠ 学校カウンセリングⅡ 教育方法学	いずれか2科目を3年次終了までに修得
	教科教育法（実習教科（注3））	3年次終了までに4単位修得
	教科に関する科目（注2）	実習教科（注3）について、3年次までに「免許法に定める科目」すべての系列について、各系列の必修科目選択・必修科目の中から最低1科目以上を修得すること。

注1. 「教職に関する科目」で条件を満たさない場合は、参加資格はない。実習校への辞退は学事センターからの呼び出し（2008年3月）の後、指示に従うこと。

注2. 「教科に関する科目」で1系列のみ修得がない場合は、教職課程委員会の判定会議の審議事項となる。

文学部社会福祉学科の免許教科「福祉」のE系列は、4年次の必修科目のため履修登録を教育実習参加のための条件とする。

注3. 参加資格判定では実習教科に基づいて判定を行う。但し、実習教科で要件を満たさなかった場合は、下表の判定対象の教科でも判定を行う。

実習教科	判定対象の教科
英語	ドイツ語、フランス語、イスパニア語、ロシア語、ポルトガル語
社会	地理歴史、公民、福祉、宗教
地理歴史	社会、公民、福祉、宗教
公民	社会、地理歴史、福祉、宗教
数学	情報

2) 教育実習校

原則として出身校で行う。国外の学校出身者あるいは自身の出身校で実習の受入れが困難な場合は、東京都の公立学校に申し込むことができる。但し近年受入れの数に限りがあり、許可されないので、実習希望校に個人的に希望を申し出る等積極的な姿勢が望まれる。

3) 教育実習時期・期間

①実習校の指示に従うこと。（例年5～6月が多い。）

②実習期間

中学校免許状取得の場合 3～4週間

高校免許状取得の場合 2週間

期間についても実習校の指示に従うこと。

(2) 2008年度教育実習実施者の手続（標準年次：4年次）

1) 教育実習費納入

2008年度教育実習予定の学生は下記の要領にて、教育実習費・保険料を納入すること。（＊2008年度の教育実習申込は既に終了している。）

納入期間：2008年4月7日（月）～11日（金）
時間：9:30～11:30, 12:30～17:00
教育実習費：実習校によって異なる。詳細は課程掲示板で確認すること。
保険料：150円（教育実習費が不要の場合でも、保険料の納入は必要）
納入方法：納入日時に窓口で配付する納入書に必要事項を記入し、教育実習費・保険料（課程窓口証紙販売機にて購入）を貼付して窓口に提出すること。

2) 「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」の履修登録

「教育実習Ⅰ」は、教育実習の時期にかかわらず春学期に履修登録すること。「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」は、教育実習が9月までに終了する場合は春学期、10月以降に終了する場合は秋学期に履修登録すること。但し、春学期の学籍状態が留学・休学の場合はすべて秋学期に登録すること。

「教育実習Ⅰ」は実習教科別のクラスになっているので、実習教科に対応するクラスに登録すること。

「教育実習Ⅰ」は4年次4月の事前指導および8月の事後指導による1単位【全学生対象】。

「教育実習Ⅱ」は教育実習2週間による2単位【全学生対象】。

「教育実習Ⅲ」は教育実習2週間を超えた1～2週間による2単位【中学免許取得希望の者のみ対象】。

ただし、高校免許状のみ取得希望であっても3週間以上の実習を行う予定の者は、「教育実習Ⅲ」も併せて履修登録を行うこと。

3) 「教育実習Ⅰ」（教育実習事前事後指導）

2008年度の「教育実習Ⅰ」（教育実習事前事後指導）は下表のとおり。

実習教科		国語	英語・その他 外国語（文学部所属学生他 /科目等履修生対象）	英語・その他 外国語（外国語学部所属学生対象）	社会・公民・ 宗教・商業	福祉	地理歴史	数学・情報	理科
第1回 事前指導		日程	3月28日(金)		17:00～18:30		教職課程委員長		
第2回 第3回 事前指導		日程	4月12日(土)		9:15～10:45, 11:00～12:30		3-521 教職課程委員長		
第4回 事前指導		日程	4月19日	4月19日	4月19日	4月19日	4月19日	4月12日	4月19日
担当教員	長尾 直茂	時間	11:00～12:30	9:15～10:45	11:00～12:30	11:00～12:30	9:15～10:45	9:15～10:45	13:30～15:00
		教室	11-411	3-124	3-321	3-221	3-325	11-405	11-419
第5回 事前指導		日程	4月19日	4月19日	4月26日	4月19日	4月19日	4月19日	4月19日
担当教員	瀧 康秀	時間	13:30～15:00	11:00～12:30	15:15～16:45	13:30～15:00	11:00～12:30	11:00～12:30	13:30～15:00
		教室	11-411	3-124	3-321	3-221	3-325	11-405	11-419
第1回 事後指導		日程	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日
担当教員	長尾 直茂	時間	11:00～12:30	9:15～10:45	9:15～10:45	11:00～12:30	9:15～10:45	9:15～10:45	11:00～12:30
		教室	11-411	3-124	3-123	3-221	3-325	11-405	11-419
第2回 事後指導		日程	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日	8月2日
担当教員	瀧 康秀	時間	13:30～15:00	11:00～12:30	11:00～12:30	13:30～15:00	11:00～12:30	11:00～12:30	13:30～15:00
		教室	11-411	3-124	3-123	3-221	3-325	11-405	11-419

*上記日程・教室は、変更となる場合があるので随時掲示板で確認すること。

4) 教育実習実施

『教育実習の手引き』参照のこと。

5) 『教育実習日誌』・学習指導案

『教育実習日誌』・学習指導案は、実習校の総合所見が記入され、返却され次第すみやかに学事センター課程窓口まで提出すること。提出が遅れると、成績評価に支障を来たす。

6) 教育実習の成績評価

教育実習事前事後指導の出欠席・『教育実習日誌』・指導案・出勤簿・教育実習学生評価表にもとづいて成績を評価する。

7) 教育実習中の授業欠席

教育実習期間中に授業を欠席する場合は、各自で願い書を作成し（p.134参照）事前に担当教員に提出すること。

8) 教育実習の辞退

教育実習の申込をした者は、留学・志望変更などいかなる理由が生じても、教育実習の辞退は一切認めない。但し、資格判定の結果、無資格者には辞退させる。やむを得ない理由で辞退する場合は、ただちに学事センター課程窓口に申し出ること。この場合、実習費等は返還しない。

(3) 2009年度教育実習実施者の手続（標準年次：2年次）

1) 教育実習準備ガイダンス

教育実習履修の前々年度に、教育実習についての手続方法等のガイダンスを行う。

日 時：2008年1月18日（金）

対 象：2009年度教育実習実施希望者

内 容：教育実習校への実習依頼にあたっての手続等について

配付物：2009年度教育実習依頼について、2009年度教育実習受入回答書、他

*上記ガイダンスは、既に終了している。

2) 教育実習校への訪問・実習受入れ依頼 [2008年1月～6月]

原則として、出身校に依頼すること。やむを得ず出身校に依頼できない場合（出身校が国外である、出身校での教育実習希望者が多く抽選に漏れた等）は、居住地や実家周辺の公立学校などに依頼してみる。それでも受入先が見つからない場合は早めに学事センター課程窓口に相談に来ること。但し、本学では実習校を斡旋していない。

なお、依頼の際は、上記1)のガイダンスで配付した実習校への依頼書類等を持参すること（東京都公立学校の場合は不要）。

【注意事項】

- ・実習校によっては、先着順、選考試験等を課する場合があるので、早めに依頼することが望ましい。
- ・依頼にあたっては、必ず事前に先方の学校に電話をし、訪問する日時等について約束をとること。
急に伺うことは失礼になるため、決して行わないこと。
- ・実習校に訪問する際は、服装・頭髪等に気を付け、失礼のないよう十分に注意すること。
- ・出身校以外の学校に依頼する場合は、大学所定の依頼に関する書類の他、市販の履歴書を記入のうえ持参すること。
- ・実習校は中学、高校のどちらでもよいが、中学の免許を取得希望するものは3週間以上の実習が必要。

3) 東京都公立学校教育実習申込

東京都内の公立学校で教育実習を希望する者は、あらかじめ実習を希望する学校に連絡し、口頭で内諾を得ておくこと（中学校は、市区町村によって内諾の必要がないところがある）。また、必ず次の申込手続きをすること。

日時：2008年9月22日（月）～26日（金） 9：30～11：30, 12：30～17：00

場所：学事センター課程窓口

提出物：東京都公立学校教育実習申請書（課程窓口で配布）

4) 教育実習参加予定者掲示

受入回答書が実習校から大学に送付された方を掲示するので、課程窓口で受入回答書の写しを受領すること。実習校に

申し込んでいて掲示にない方は、課程窓口に問い合わせること。

日時：2009年1月13日（火）

場所：課程掲示板

5) 教育実習費確認

教育実習に係る費用は実習校により異なる。教育実習費は、原則として本学から実習校に送金する。各自の実習に係る費用については、2009年3月末に課程掲示板に掲示する。

6) 教育実習費納入

上記4) によって、確認した各自の実習費の支払を下記日程で行うこと。

手 続 期 間：2009年4月上旬

時 間：9：30～11：30, 12：30～17：00

場 所：学事センター課程窓口

教育実習費：実習校により異なる。2009年3月末に教職課程掲示板で各自の実習費を確認すること。

教育実習に伴う賠償保険料：一律 150円

納 入 方 法：学事センター課程窓口で所定用紙を受け取り、必要箇所を記入のうえ、証紙販売機で証紙を購入し、貼付して提出する。

（4）2010年度教育実習実施予定者の手続（標準年次：2年次）

1) 教育実習準備ガイダンス

教育実習履修の前々年度に、教育実習についての手続方法等のガイダンスを行う。

教育実習に係る非常に重要なガイダンスであるため、必ず出席すること。

日 時：2009年1月6日（火） 18：45～19：45

場 所：3-521

対 象：2010年度教育実習実施希望者

内 容：教育実習校への実習依頼にあたっての手続等について

配付物：2010年度教育実習依頼に必要な書類、他

*上記以降の教育実習に係る手続については、上記ガイダンスおよび『2009年度教職課程の手引き』等で確認すること。

5. 教育職員免許状申請

教育職員免許法で定める教育職員免許状取得の所要資格を満たした者は、都道府県教育委員会に申請することにより、免許状を取得することができる。申請の方法は下記の2つがあるが、卒業年度末に免許状を取得するには一括申請をしなければならない。

(1) 一括申請

本学卒業（修了）予定者で、教育職員免許状取得の所要資格を有する見込の者は、在学中に免許状の授与申請ができる。

本学が東京都教育委員会に一括申請を行うことにより、卒業年度末までに免許状が交付される。

一括申請の手続を行わないと、卒業年度末までに免許状を取得することができない。

1) 一括申請ガイダンス

一括申請に必要な手続について説明し、申込書類を配付する。

日時：2008年7月7日（月）18：45～20：15

場所：3-521

2) 一括申請申込

手続期間：2008年7月9日（水）～15日（火）

時 間：9：30～11：30, 12：30～17：00

場 所：学事センター課程窓口

申請審査料および手数料：1件につき3,300円（2007年度実績）

*申請件数は免許状種類・教科等によって異なる。

申込・納入方法：一括申請ガイダンスで配付される申込書に必要事項を記入のうえ、教員免許状申請料の証紙（学事センター証紙販売機にて購入）を貼付して学事センター課程窓口に提出する。

- ①編入学生のうち、以前在籍していた大学において申請する免許状取得に必要な単位を一部修得済である学生は、その大学にて「単位取得証明書」の交付を受け、学事センター課程窓口に提出すること（編入時に提出している者も再度提出すること）。
- ②専修免許状申請者のうち、1種の免許状を既に取得している者は免許状の写（両面）を学事センター課程窓口に提出すること。
- ③上記②以外の者で中学1種免許状、中学専修免許状を申請する者は、介護等体験証明書の写しを提出すること。

3) 一括申請宣誓・署名・捺印

一括申請の申込を行った者は必ず宣誓・署名・捺印をしなければならない。

日 時：2008年10月6日（月）17：00～18：00

場 所：3-521

手続方法：宣誓書の記載事項および宣誓内容を確認し、署名・捺印（自動簡易印鑑は不可）する。

※やむを得ず上記日程で手続ができない者は、10月31日（金）までに学事センター課程窓口にて手続を行うこと。

4) 免許状取得者発表

免許状取得者は3月16日（月）に掲示板で発表する。

5) 免許状の交付

免許状は学位授与式当日3月25日（水）に交付する。

6) 一括申請に関する注意

①一括申請をしても、当該年度に必要な単位を修得できない、または卒業（修了）できない場合、免許状は交付されない。免許状を取得できる見込がないと判断した者は3月2日（月）までに学事センター課程窓口にて免許状申請の取り下げ手続を行うこと。

②卒業を延期する場合は、次年度あらためて一括申請申込をしなければならない。

(2) 個人申請

一括申請をしなかった場合、あるいは一括申請の出願要件に合わなかった者は個人申請となる。

その場合は申請および授与は卒業年の4月以降になる。

手続方法：各自が卒業年の4月以降に居住する都道府県の教育委員会へ申請する。

*各教育委員会によって手続きや提出書類が異なるので、各都道府県教育委員会免許担当部署へ問い合わせること。

<東京都教育委員会の場合>

例年2月中旬から4月中旬まで受付を停止している（都内国公立学校内定者を除く）。また、4月下旬までは例年大変混雑している。

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝祭日を除く）

6. 教員就職

(1) 教員就職支援

本学では、キャリアセンター（2号館1階）において、教職希望者に対して、「就職支援プログラム教員研究シリーズ」の開催、個人面談等の支援サービス、並びに求人情報の開示を行っている。また、過年度に教員採用試験を受験した人たちの就職体験報告書や、中学・高等学校からの募集要項等の資料が揃っている。興味のある人は、キャリアセンターを利用しよう。詳細については、キャリアセンター掲示板（2号館北門側入口左）や、キャリアセンターホームページ（<http://www.sophia.ac.jp/J/student.nsf/Content/shokushi>）を参照のこと。

(2) 教員採用試験

1) 公立学校

公立学校の教員になるためには、各都道府県または市の教育委員会が実施する公立学校の教員採用試験に合格し、採用候補者名簿に登録されなければならない。この名簿の中から、その年度の欠員状況などを考慮して選定し、身体検査などの所定の手続を経た上で採用が決定される。しかし、採用枠が少なければ採用されないこともある。名簿登載期間は1年間の場合が多い。

なお、教育委員会への出願から合格・採用内定までは、おおむね下記のとおりである。

公立学校採用の流れ

4月上旬～6月下旬	募集要項（願書）配付
4月上旬～6月中旬	願書受付
7月初旬～下旬	1次試験
8月上旬～9月中旬	1次合格発表
8月上旬～9月中旬	2次試験
9月下旬～10月下旬	最終合格者発表（名簿登載）
1月下旬～3月下旬	面談（赴任校決定）

一部の教育委員会からは、採用試験の実施要綱がキャリアセンターへ送付されてくるが、詳細については各自が教育委員会に問い合わせること。

教員採用試験問合せ先は、学事センター課程窓口か、課程情報ホームページ（<http://www.sophia.ac.jp/J/student.nsf/Content/katei>）で確認できる。

2) 私立学校

キャリアセンターに求人のあったものについては、一般企業と同じように教科を明記して掲示する（キャリアセンター掲示板2号館北門側入口左）。また、東京・静岡・愛知・兵庫・広島などでは、「私学教員適性検査」を実施している。採点が終了すると、成績順に「受験者名簿」に掲載され、各私立学校へ配布される。各学校は、名簿の中から人材を選び、面接などを経て採用する。

（参考）東京都私学教員適性検査実施の流れ

6月上旬	募集要項配布
6月下旬～7月上旬	出願書類の受付
8月下旬～9月上旬	適性検査実施
9月下旬	検査結果通知

東京都私学教員適性検査の要項については、キャリアセンターの窓口にて希望者に配布している。
その他の私学協会の実施状況については、各自が私学協会に問い合わせること。
私学協会一覧は、学事センター課程窓口か、課程情報ホームページ (<http://www.sophia.ac.jp/J/student.nsf/Content/katei>) で確認できる。

7. 教職に関する証明書の発行

教職に関する証明書は、下記2種類である。いずれも、学事センター課程窓口にて申込を行うこと。また、証明書自動発行機による即日発行はできないため、余裕をもって申込を行うこと。

(1) 教員免許状取得見込証明書

卒業年次の5月15日以降に発行する。発行に際しての条件は、申込年度に卒業する見込があり、教員免許取得に必要な科目をすべて修得し終える見込があること。

発行手数料……1枚につき400円

申込から発行までの所要日数 業務日3～4日後の発行

*長期休業期間中の申込から発行については、別途通知する。

(2) 単位修得証明書（教員免許用）

卒業後に教員免許に係る履修をする場合や、個人で免許状の申請を行う場合（p.16参照）などに必要となる。発行日は卒業年度最終日以降となる。

なお、単位修得証明書は、教員免許状の種類ごと（中学、高等学校/1種、専修）、教科毎に発行する。

発行手数料……1枚につき400円

申込から発行までの所要日数 業務日5日後の発行（休業日のない場合、次週の同曜日の発行）

*長期休業期間中の申込から発行については、別途通知する。

*本学では教員免許取得証明書あるいは教員免許資格証明書に類するものは発行していない。

教育職員免許状授与証明書は、一括申請をした場合は東京都教育委員会で、個人申請をした場合は免許状を発行した都道府県の教育委員会で発行している。詳細は各教育委員会に問い合わせること。

8. 大学院教職課程

大学院博士前期課程において取得できる教育職員免許には中学校専修免許・高等学校専修免許がある。

これは、1種免許をもっていることを前提として授与される、より上級の免許である。

専修免許の取得は、以下の方法による。詳細については大学院生用の「教職課程の手引き」を参照のこと。

(1) 既に1種免許を取得している場合

①1種免許状の教科と大学院博士前期課程で取得できる免許状の教科が同じ場合

免許教科ごとに決められている、大学院博士前期課程の教職課程認定科目を24単位以上修得し、博士前期課程を修了すること。

大学院前期課程修了時に免許状を取得するためには、大学院2年次の7月に一括申請（p.14～を参照）の申込をする必要がある。但し、その年度に大学院を修了しない場合には、次年度以降に申請する。

なお、博士前期課程を修了しなくても、1年以上在籍し教職課程認定科目を30単位以上修得すれば、個人申請によって専修免許状を取得することができる。

*大学院の履修科目として登録した学部科目、他大学で修得した科目及び論文指導は教職課程認定科目には含まれない。

②1種免許状の教科と大学院博士前期課程で取得できる免許状の教科が異なる場合

専修免許は取得できない。

(2) 1種免許状を取得していない場合

科目等履修生（教職課程履修コース）として大学院とは別に在籍することによって1種免許に必要な単位を修得すれば、専修免許状を取得することができる（大学院生として学部科目を履修しても1種免許に必要な単位としては認められない）。科目的履修については、出身大学で交付を受けた教員免許用「単位修得証明書」を学事センター課程窓口に持参し、必ず

履修指導を受けること。

*大学院前期課程修了時に免許状を取得するためには、大学院2年次の7月に一括申請（p.14～を参照）の申込をする必要がある。但し、その年度に大学院を修了しない場合には、次年度以降に申請する。

(3) 専修免許に有効な単位の条件

専修免許状の申請を一種代用で行う場合に基礎となる1種免許状の取得根拠が免許法第6条の場合は、第5条を根拠として専修免許を取得することができない。

(4) 既に教員免許状を有し、中学・高校等の教員として3年以上実務経験がある場合

教職員免許法第6条（教育職員検定）の規定により、本学で必要単位数（原則15単位以上）を修得し、各都道府県が主催する「教職員検定」を受けることにより、免許状を取得することができる。この場合、実務経験年数により修得単位数が変わるので、詳細は各都道府県教育委員会に問い合わせること。

9. 教職課程Q & A

(1) 教職課程の履修について

Q：教職課程を履修するためには、どうしたらよいのですか？

A：教職課程を履修するためには、教職課程新規履修者ガイダンスに出席し、教職課程履修申込を行い、教職課程履修者になる必要があります。教職課程履修申込手続の詳細については、本書p.6を参照してください。

Q：教職課程履修申込を行う前に履修した科目的単位は、教員免許状取得に必要な科目として認められますか？

A：認められますが、教職課程の履修を決めている場合は、なるべく早いうちに申込を行うようにしてください。

Q：卒業するまでに、教員免許状は取得できますか？

A：教職課程の履修の進度は、所属学科の卒業要件や各自の履修状況等により異なります。自学科で取得できる教科については卒業までに取得できるように配慮していますが、複数の教科を卒業までに取得できるかどうかは一概に言えません。なお、教員免許取得に必要な科目・単位数、およびそれに係る手続は非常に多いので、遅くとも2年次には、教職課程に係る科目的履修を開始し、教職課程を視野に入れた履修計画を立てる必要があります。

Q：自学科で取得できる教科以外の教科を取得することは可能ですか？

A：可能です。本学では、自学科で取得できる免許と併行して、他学科で取得できる免許を履修（他学科聴講）することができます。但し、他学科で取得できる免許のみを履修することはできません。また、「英語」、史学科の「地理歴史」以外を履修する場合は、事前に開講学科の承諾を得ること。

Q：2つの教科の免許を取得する場合、「教職に関する科目」は、2度履修する必要がありますか？

A：「教職に関する科目」のうち、「教科教育法」以外の科目については、2度履修する必要はありません。1度履修したもののが、複数の免許の要件となります。

(2) 教職課程に関するカリキュラム・履修登録について

Q：教職課程に係る科目は、卒業単位になりますか？

A：所属する学科によって異なります。所属する学科の履修要覧で確認してください。
教育実習はすべての学科で卒業単位にはなりません。

Q：教職課程に係る科目は、年間最高履修限度の単位に算入されますか？

A：算入されます。

Q：教職課程に係る科目的登録区分がわかりません。

A：教職課程に係る科目のうち、「教職に関する科目」は、すべて学科科目として登録してください。「教科に関する科目」のうち、全学共通科目は全学共通科目として登録し、その他は、「課程」科目も含め学科科目として登録してください。
登録区分を間違えると教職課程に係る単位として認められません。登録区分には十分注意してください。

Q：新聞学科の学生ですが、社会の免許を取得するための、「教科に関する科目」の必修科目である「日本史」「東洋史」「西洋史」等の全学共通科目を学科科目として登録した場合、教職課程に係る単位として認められますか？

A：認められます。新聞学科、社会学科、社会福祉学科および神学科（01年次生以降）のみ、そのカリキュラム上、全学共通科目を学科科目として登録することができます。当該学科に所属する学生のみ、「教科に関する科目」の、全学共通科目（教職課程基礎科目）を学科科目として登録したものが、教職課程に係る単位として認められます。

Q：教職課程に係る科目で、学全科目（学科科目で、全学共通科目として登録出来る科目）であるものを、全学共通科目として登録した場合、教職課程の単位として認められますか？

A：認められません。教職課程に係る単位としたい場合は、学全科目であっても、必ず、学科科目として登録してください。

[注] 各科目的登録区分は、履修登録の前に本書および履修要覧で必ず確認すること。

(3) 教育実習について

Q：教育実習は3年次に行なうことはできますか？

A：できません。必ず4年次に行なう必要があります。

Q：教育実習の依頼は、実習校を訪問しなくてはいけませんか？

A：訪問することが好ましいです。但し、実習校が遠方である場合には、実習校の指示に従ってください。まずは、実習校に電話連絡し、実習を行いたい旨を申し出てください。

Q：出身校に実習の依頼を行なったところ、「来月の職員会議で受入れについて決定し、回答する」と言わされました。心配なので、回答がある前に別の学校にも依頼してもいいですか？

A：複数の学校に同時に依頼することは、絶対にしないでください。正式な回答があるまで不安だと思いますが、ひとつの学校から受入れ不可の回答が出たことを確認後、別の学校に依頼をしてください。

Q：高校の免許のみを取得する予定ですが、中学で教育実習を行ってもいいのですか？

A：教育実習は、中学、高校いずれで行っても構いません。但し、中学免許を取得する場合と、高校免許を取得する場合とでは、必要な実習週数が異なります。そのため、必要な実習週数で受入れを行っていただける学校で実習を行う必要があります。

*中学免許取得の場合（中学・高校共に取得の場合を含む）…実習期間3週間以上

*高校免許取得の場合…実習期間2週間

Q：中学と高校の免許を取得中です。教育実習は、中学と高校でそれぞれ実施する必要がありますか？

A：必要ありません。いずれかで結構です。但し、実習期間は最低3週間必要です。

Q：ポルトガル語学科で、高校のポルトガル語の免許を取得中です。しかし、出身校では、ポルトガル語の授業がないため、英語で授業するように言わされました。英語で実習をすることは、可能ですか？

A：実習教科と取得免許教科は、一致していることが望ましいです。しかし、ドイツ語、フランス語、イスパニア語、ロシア語、ポルトガル語の免許を取得する場合、当該教科で教育実習を行うことが困難です。その場合、実習校の了解があれば、英語で実習をすることは可能です。しかし、その場合は、実習前年度までに、少なくとも「英語科教育法」を最低1科目は履修しておくようにしてください。

Q：複数の教科を併行して履修しています。教育実習は、どの教科で行なうのですか？ それぞれの教科で実習しないといけないのでしょうか？

A：いずれか1つの教科で構いません。履修中のすべての教科で実習を行う必要はありません。

Q：出身校に実習の依頼をしたところ、希望者が多く、抽選に外れてしまいました。大学から実習校を紹介してもらえますか？

A：本学では、教育実習校の斡旋は行なっていません。出身校で実施できない場合は、出身校以外の学校に各自依頼するようにしてください。なお、その場合は、必ず、事前に電話連絡し、状況をご説明したうえで、訪問してください。訪問の際は、履歴書（市販のもので可）を忘れずに持参しましょう。

Q：私は、帰国子女で、中学・高校とともに、海外の学校を卒業しています。教育実習をインターナショナルスクールで行なうことは可能ですか？

A：教育実習は、必ず国内の中学校もしくは高校で行ってください。また、国内であってもインターナショナルスクールでの教育実習はできません。

(4) 介護等体験について

Q：介護等体験は、履修登録する必要がありますか？

A：履修登録をする必要はありません。介護等体験を行うためには、体験を実施する前年度に介護等体験申込を行なう必要があります。申込についての詳細は、本書p.10を参照してください。

Q：介護等体験（7日間）が終了した後、体験先から証明書を発行してもらいましたが、この証明書は、どのように使用しますか？

A：介護等体験証明書は、免許状を一括申請する際に、その写しを申請先の教育委員会に提出します。

Q：介護等体験証明書の保管はどうなりますか？

A：証明書のオリジナルは、本人の責任で生涯保管してください。なお、この証明書は、絶対に紛失しないでください。
体験先の学校および社会福祉施設とも、証明書の再発行は行いませんので、万一紛失した際は、再度体験を行わなければならぬ場合があります。

(5) 留学・休学する場合の対応について

Q：留学を予定していますが、卒業までに教員免許の取得はできますか？

A：可能です。但し、所属する学科のカリキュラム等により、必ずしも4年間で卒業、免許取得ができるとは限りません。

Q：交換留学をした場合、留学先で修得した単位が卒業単位の一部として認められますが、教職課程の単位として認められますか？

A：教職課程の単位については、海外の大学で修得したものは一切認めていません。

Q：留学前に教職に関する手続で行うべきことはありますか？

A：学事センター課程担当窓口で「留学生・休学者履修相談票」を配付します。それに本人が記入したものに基づき、個人の教職課程履修の進度等を考慮したうえで、その後の履修計画や教職に係る手続等について指導します。

Q：留学中に、次年度の教育実習（介護等体験）申込を行うことはできますか？

A：代理人に委任状を託したうえで、申込期間中に行ってください。但し、必ず、実施時期の前に帰国していることが条件となります。

Q：留学中で教育実習する年度の事前指導に出席することができないのですが？

A：教育実習する前年度の事前指導に出席してください。但し、出席として扱えるのは教育実習の前年度分のみです。

(6) 免許状の申請について

Q：教員免許状は、大学が発行するのですか？

A：教員免許状は、都道府県の教育委員会が発行します（授与権者は教育委員会です）。

Q：大学の一括申請の申込を忘れてしまいました。免許取得に必要な単位はすべて修得しているのですが…。

A：卒業後、個人で申請すれば、免許状は取得できます。その場合は、ご自身の住民票記載住所のある都道府県の教育委員会に申請してください。なお、申請に必要な書類は、教育委員会毎に異なりますので、各自で教育委員会に確認してください。

(7) 教員就職・教職に係る証明書について

Q：学校の教員職に就くためには、どうしたらよいですか？

A：公立学校の教員になるためには各都道府県が実施する教員採用試験を、私立学校については各学校が個別に実施する採用試験を受験し、合格する必要があります。教員就職に係る情報については、本学のキャリアセンターで確認してください。

Q：教員採用試験に応募する際、「教員免許状取得見込証明書」が必要です。これは、どこで入手できるのですか？

A：学事センター課程窓口で申込を行ってください。証明書自動発行機による発行はできません。なお、発行は、4年次の5月15日以降になります。また、即日発行はできませんので、余裕をもって申し込んでください。

(8) 卒業生・大学院生の教員免許取得について

Q：学部在学中に、教員免許に必要な単位をいくつか修得できませんでした。卒業後に上智大学で不足している単位を修得することはできますか？

A：できます。科目等履修生*として、履修することになります。

*科目等履修生とは…

本学卒業生もしくは、大学院生が教員免許取得のために、本学所定の一または複数の授業科目の履修をするために、設けられている制度です。在籍を希望する場合は、出願をする必要があります。

Q：学部在学中に、教員免許に必要な単位をいくつか修得できませんでした。卒業後に他大学で修得することは可能ですか？

A：可能です。教職課程に係る単位は、複数の大学で修得したものを合算した結果、教育職員免許法で定められている最低必要単位数が満たされていれば、免許は取得できます。但し、事前に履修する大学の通信教育、科目等履修生制度等を十分に確認しておいてください。また、複数の大学で必要な単位を修得する場合は、それぞれの大学の認可状況、科目的開設状況等が異なることにより、履修の間違いが多くありますので、履修に際しては大学の担当の方にも十分相談してください。

Q：学部卒業時に1種免許状を取得していません。大学院で1種免許状と専修免許状を同時に取得できますか？

A：専修免許状が取得できるか否かは、在籍する専攻によって異なります。各専攻で取得できる専修免許状については、本書p.5を参照してください。在籍する専攻で取得できる免許教科の1種免許状に係る科目については科目等履修生として履修し、専修免許状の必要な科目については大学院生として履修することになります。

Q：2008年3月に学部を卒業後、2008年4月から上智大学大学院に入学する予定です。大学院生になってから、1種免許状を取得したいのですが、科目等履修生に出願する必要はありますか？

A：出願する必要があります。大学院生として履修した科目は1種免許状の取得に必要な単位としては、認められません。必ず、科目等履修生に出願してください。この場合、大学院生と科目等履修生という、2つの学籍をもつことになります。

(9) 編入生について

Q：外国語学部英語学科の3年次に編入してきました。編入前の大学で教職に係る科目をいくつか履修しました。これらの科目は、上智大学の教職課程で履修したものとして認められますか？

A：編入前の大学で履修した科目によって異なります。編入学前の大学で、教職に係る単位を履修している場合は、当該大学で、教職課程の「単位修得証明書」(本学でこれから取得を希望する免許種類・教科のもの)を発行していただき、本学の課程窓口に持参のうえ、履修相談してください。

Q：神学科3年次に編入してきました。課程窓口で履修指導を受けましたが、他の編入生と指導内容が異なりますが…？

A：編入生の履修指導は、編入前の状況（編入前の大学の課程認定*の有無、大学・短期大学の別、個人の履修状況等）によって、同じ学科、年次に編入をした方でも、指導内容は、個人により大きく異なります。必ず、窓口で個別指導を受けるようにしてください。

*課程認定とは…

大学は、教員免許状の取得要件となる開講科目すべてについて、文部科学省の審査を受け、認可を受けています。この認可を受けていることを「課程認定」といいます。

Q：上智短期大学を卒業し、外国語学部英語学科3年次に編入しました。上智短期大学では、課程認定がないため、免許状に必要なすべての科目を履修する必要がありますか？

A：「その他の必修科目」(日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作)については、課程認定のない大学で修得した単位を教員免許取得の際に使用することができます。但し、上智短期大学発行の単位修得証明書が必要になります。

[注] 編入生は、教職課程の履修を開始する前に必ず、課程窓口で履修指導を受けてください。